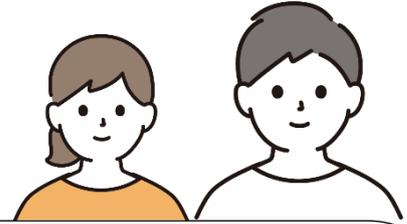


# 三木市 若年者在宅ターミナルケア支援事業

三木市では、18歳以上40歳未満のがん患者の方が  
住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活  
を送れるよう、訪問介護および福祉用具貸与に係る利用  
料の一部を助成します。



## ▼ 対象者

○18歳以上40歳未満の三木市民

(※ ただし、18歳から20歳未満の小児慢性特定疾病医療費助成制度を  
利用している者は除く。)

○医師から末期がんと診断され、治癒を目的とした治療を行わない方で、  
在宅生活への支援および介護が必要な方

※所得制限はありません。

## ▼ 対象となるサービス

### ○訪問介護

(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、日常生活の  
介護や家事援助を行います。

#### ・身体介護

(食事・清拭・入浴・排泄・体位変換  
などの介助)

#### ・生活援助

(調理・洗濯・掃除・買い物などの  
介助)

#### ・通院などの乗降介助



### ○福祉用具レンタル

- ・車いす
- ・特殊寝台
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・手すり
- ・スロープ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置



## ▼ サービス利用料への助成額と利用負担額、利用回数

○助成額は1か月あたり上限6万円まで

○訪問介護サービスの利用回数は週3回まで

◇サービス利用料は、一旦全額お支払いいただき、その後利用料の  
9割相当額を助成します。

## ▼ 申請の流れ

### 1. 利用申請

申請書と医師の意見書を提出してください。

〈提出書類〉

- ①利用申請書(様式1)
- ②医師意見書(様式2)



### 2. 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知書を送付します。

### 3. 訪問介護サービスの利用、福祉用具の貸与

介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

### 4. サービス利用料の支払い

介護サービス事業者で請求された額を一旦全額支払い、領収書とサービス内容・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

### 5. 助成金の請求

請求書と領収書・利用明細書を健康増進課または健康福祉課へ提出してください。

〈提出書類〉

- ①請求書(様式9)
- ②サービス利用をうけた事業所の領収書
- ③サービス利用をうけた事業所のサービス内容・回数・金額が記載された明細書

※請求金額は、サービス利用料から自己負担分(1割相当額)を除いた額を請求してください。

※サービスを受けている期間中であっても、月単位で請求することもできます。

### 6. 審査、申請者への助成金の支払い

申請内容を審査し、指定の口座に利用料を振り込みます。

#### ●申請先

#### ① 健康増進課

〒673-0413

三木市大塚1丁目6番40号  
三木市総合保健福祉センター

または

#### ② 吉川支所 健康福祉課

〒673-1192

三木市吉川町大沢412番地  
吉川健康福祉センター

《 問合せ先 》  
三木市 健康増進課  
(三木市総合保健福祉センター内)

TEL:0794-86-0900 FAX:0794-86-0904